

第1回 こどもデータ連携ガイドライン検討会

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2023年5月31日

議題

日時：令和5年5月31日（水） 15:00-16:00

形式：Teams会議

- 1 こども家庭庁様からのご挨拶 3分
- 2 検討会メンバーのご紹介 20分
- 3 事業概要の説明、議論 *事前説明済のため説明は割愛
- 4 令和4年度デジタル庁実証事業の成果（各実証団体の概要含む）について 20分
- 5 意見交換 15分
- 6 事務連絡 2分



こども家庭庁様からのご挨拶



検討会メンバーのご紹介

本検討会は以下のメンバーで構成されます。

メンバー（50音順、敬称略）
石井 夏生利（中央大学 国際情報学部 教授）
倉石 哲也（武庫川女子大学 心理・社会福祉学部 教授）
新保 幸男（神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 教授）
西内 啓（株式会社データビークル 共同創業者）
能島 裕介（尼崎市こども政策監 兼 尼崎市教育委員会参与）
野戸 史樹（柏市 こども支援室 室長）
山野 則子（大阪公立大学 現代システム科学研究科 教授）
李 炯植（特定非営利活動法人Learning for All 代表理事）



事業概要の説明、議論

困難な状況にあるこどものSOSを早期発見、プッシュ型支援につなげる際の課題等を検証するこどもデータの連携の推進に向けた事業を推進しています。

背景

- ▶ 貧困や虐待、不登校、いじめ等の困難な状況にあるこどもはその実態が見えにくく、支援が届きにくいという現状。
- ▶ 従来は人による観察等でこどもたちのSOSの兆候の発見に努めていたが、より迅速かつ正確に、網羅的に行っていく必要がある。
- ▶ 各地方公共団体では、関係部局が分散管理しているこどもに関する教育・保育・福祉・医療等のデータを、データガバナンス体制を構築した上で個人情報等の適正な取扱いを確保しながら分野横断的に連携させ、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型の支援につなげることが求められている。

目的

- ▶ こどもを取り巻く環境は、貧困・虐待などますます厳しさを増している一方、困難を抱えるこどもや家庭ほどSOSを発することが難しいことから、プッシュ型支援の重要性が指摘されている。そこで、地方公共団体において、こどもや家庭に関する教育・保育・福祉・医療等のデータを、分野を越えて連携させることを通じて、情報を分析し、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見し、プッシュ型支援につなげる取組（以下、「こどもデータ連携」という。）の推進に向けて、調査研究および実証事業の実施により課題等の整理を行う。

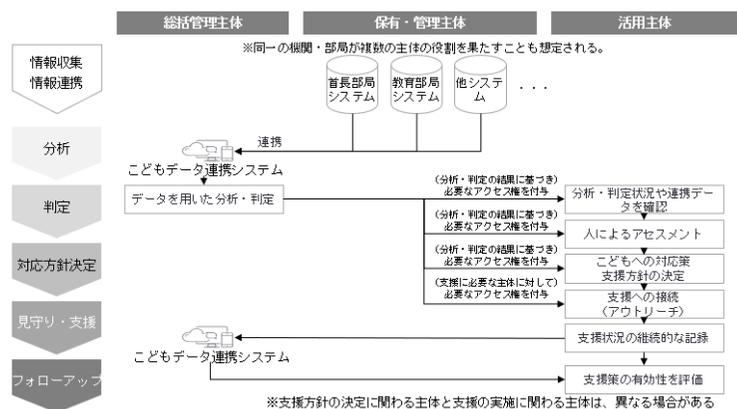
3. 事業概要の説明、議論

令和4年度のデジタル庁の実証結果を踏まえて、令和5年度においてはこども家庭庁でこどもデータ連携に関する事業を推進していきます。

R4年度 デジタル庁実証事業

- ▶ デジタル庁の実証事業では、計7団体が参加し虐待・不登校・いじめ・ヤングケアラーの困難の類型を対象に、自治体内（首長系部局と教育系部局）のこどものデータ連携に取り組んだ。その結果を踏まえて実証事業ガイドラインをR5年3月に公開した。
- ▶ データ連携のための仕組みの構築と、分析・検証してデータによる一次絞り込みを行い、絞り込み結果を踏まえ人による更なる絞り込みをした結果を支援現場に繋ぐ取組を実施。一方で支援結果を踏まえた分析に利用したデータ項目の有効性・関連性や支援への繋ぎ方を含めた更なる検証は見送りとなっている状況。

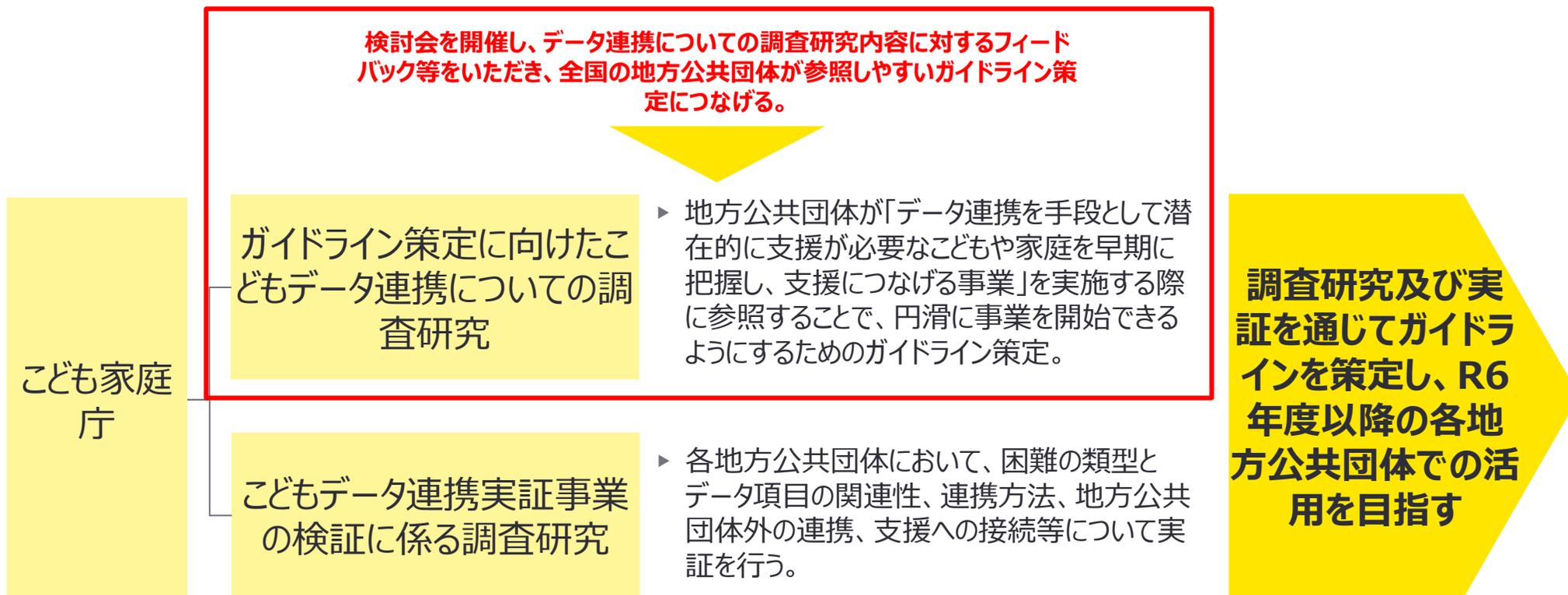
標準的なユースケース



R5年度 こども家庭庁こどもデータ連携に関する事業

- ▶ R4年度の実証結果を踏まえて下記を目的に実施する。
 - ▶ 困難の類型（虐待・貧困・不登校・いじめ・ヤングケアラー等）に応じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見するために連携が必要なデータ項目を整理し、困難の類型との関連性及び連携方法を明らかにする。
 - ▶ 潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見するため、地方公共団体内で分散管理されていたデータの連携のみならず、地方公共団体外（NPO等民間団体、他の市町村・都道府県等）が保有するデータの活用が有用な場合に、必要な体制やシステム、個人情報の取り扱い等について整理する。
 - ▶ データ連携による一次絞り込みの結果を踏まえて、人による更なる絞り込み（データを踏まえ支援の必要性に関する協議）や支援のために共有することが望まれる（支援を行う際に有用となる）データ項目やその共有のタイミング・方法等を整理する。
 - ▶ 絞り込みの結果を元に、関係機関等において、支援の必要性や具体的な支援方法等について検討がなされ、支援につなぐ取組を実施することで、関係機関間の望ましい連携体制や課題等を整理する。
- ▶ **今後、全国の地方公共団体がこどもデータ連携を推進する際に参照するためのこどもデータ連携ガイドラインを策定する。**

本事業には2つの取り組みがございます。今回のご依頼は、調査研究業務の中に設置する検討会のメンバーとして、ガイドライン策定のため知見をいただきたいというご依頼になります。



令和4年度デジタル庁「実証事業ガイドライン」の構成は以下となっています。

<u>1 はじめに</u>	<u>5 個人情報の適正な取扱い等</u>	<u>7 事業実施にあたってのデータ準備等</u>
1.1 こどもに関する各種データの連携の狙い	5.1 個人情報の取扱いに関する基本的な考え方	7.1 既存で保有するアナログデータの電子化
1.2 本ガイドライン作成の背景と位置づけ	5.2 個人情報の取扱いに関する各種原則等と「関連性」の考え方について	7.2 データ加工
1.3 取組を推進する場合の留意点	5.3 地方公共団体が取り扱うこととなる個人情報等	7.3 名寄せ
1.4 用語の定義	5.4 個人情報の取扱いに応じた整理	<u>8 システムによる判定機能の構築</u>
<u>2 業務実施手順</u>	5.5 個人情報等の利用における体制及び手続上の留意点	8.1 判定基準の設計
<u>3 利用データ項目の選定</u>	5.6 安全管理措置	8.2 システムによる判定機能の構築と検証
3.1 必要なデータ項目の選定	5.7 自己点検及び監査	<u>9 事業効果の評価・分析</u>
3.2 取得可能性の調査	5.8 個人情報の取扱いの委託	9.1 成果指標の設定例
3.3 データ保存期間の検討	5.9 プライバシーの保護	9.2 事業効果の評価・分析の流れと留意点
<u>4 データを取り扱う主体の整理・役割分担</u>	<u>6 システム企画における留意点</u>	
4.1 総括管理主体	6.1 システム企画の進め方	
4.2 保有・管理主体	6.2 こどものデータ連携に求められる業務要件	
4.3 分析主体	6.3 こどもデータ連携システムに求められるシステム要件	
4.4 活用主体	6.4 システム構成	

検討会においては、以下の検討項目についての議論や知見をご提供いただき、こどもデータ連携ガイドラインをよりよいものにしていきたいと考えています。

1. デジタル庁「実証事業ガイドライン」を踏まえた課題整理

▶ デジタル庁が公開した「実証事業ガイドライン」について、地方自治体の現場で支援活動に取り組む職員等の視点に立った場合に、わかりやすいものとなるよう、こどもデータ連携に先進的に取り組む地方自治体及びこれまでこどもデータ連携に取り組んでいない地方自治体に対するヒアリング結果を踏まえて整理する。

2. 早期発見に必要なデータ項目の整理について

▶ 困難の種類（虐待・貧困・不登校・いじめ・ヤングケアラー等）に応じて、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見するために連携が必要なデータ項目を整理し、困難の種類の関連性及び連携手法を明らかにし、整理する。

3. 地方自治体によるNPO等民間団体からの情報の取得について

▶ 潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に発見するため、地方自治体内で分散管理されているデータの連携のみならず、地方自治体外（NPO等民間団体、他の市町村・都道府県）が保有するデータの活用が有用な場合に、必要な体制やシステム、個人情報の取扱いに関する調査を実施し、整理する。

4. データ項目の支援現場への共有について

▶ データ連携による一次絞り込みの結果を踏まえて、人による更なる絞り込み（データを踏まえ支援の必要性に関する協議）や支援のために共有することが望まれる（支援を行う際に有用となる）データ項目やその共有のタイミング・方法等を整理し、整理する。

5. データ連携により発見したこどもを支援につなぐ方法について

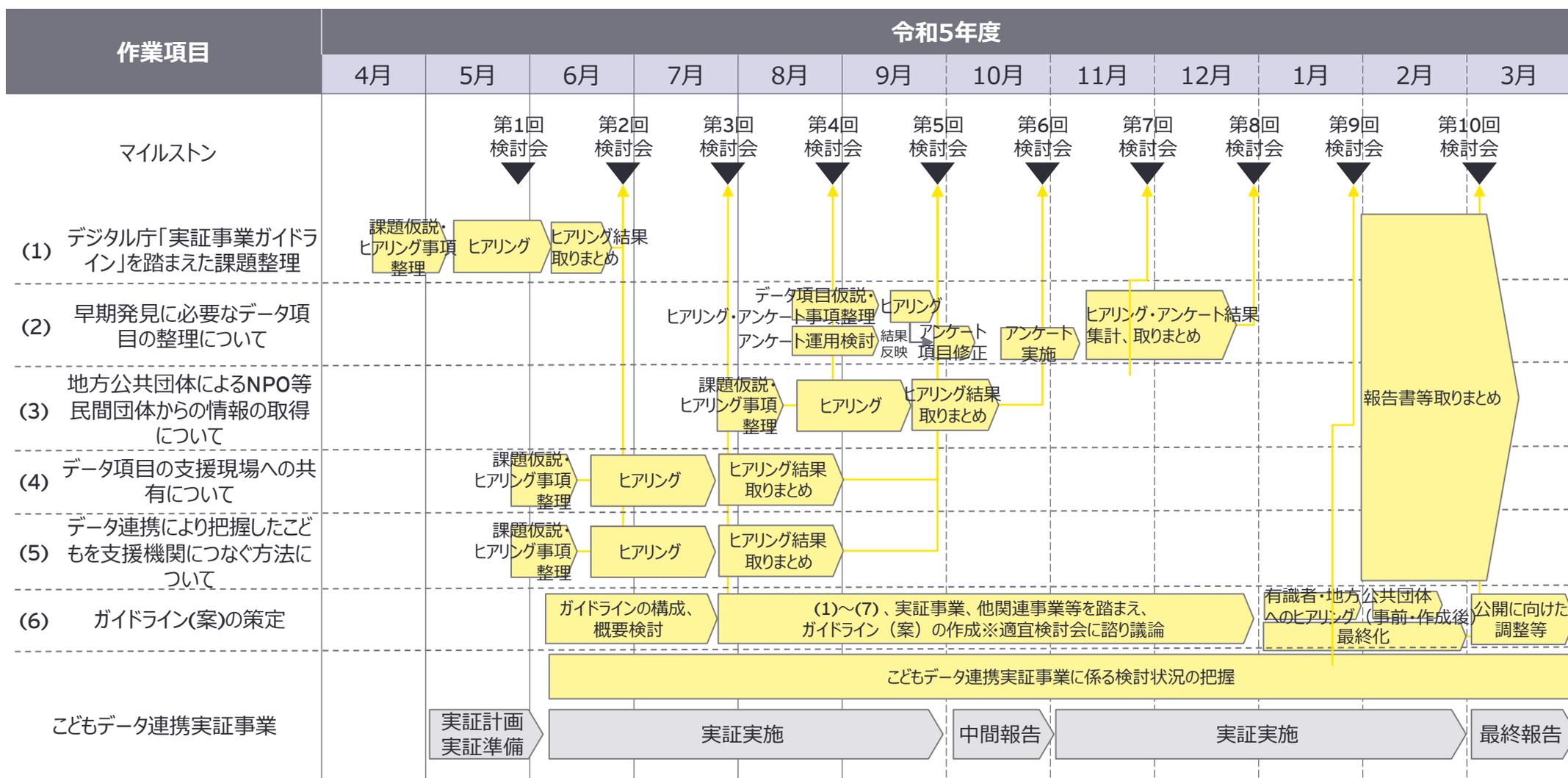
▶ 4による絞り込みの結果を元に、関係機関等において、支援の必要性や具体的な支援方法等について検討がなされ、支援につなぐ取組を実施することで、関係機関間（地方自治体内外を問わない）の望ましい連携体制や課題等を、困難の種類ごとに整理する。

6. こどもデータ連携ガイドライン（案）の策定

▶ 上記 1～5 を踏まえ、こどもデータ連携のガイドラインを作成する。

3. 事業概要の説明、議論

調査研究業務の中で検討した事項を全10回の検討会の中で、議論・意見交換させていただきつつ、ガイドラインを策定していく予定です。



3. 事業概要の説明、議論

今後、検討会では以下の議題を取り扱う予定です。

本会議

回	実施時期		アジェンダ
1	5月31日(水) 15:00~16:00	全般	1. 事業概要の説明、議論（事業の目的、検討事項、スケジュール、進め方等） 2. 令和4年度デジタル庁実証事業の成果（各実証団体の概要含む）について 3. その他意見交換
2	6月下旬	(1)デジタル庁「実証事業ガイドライン」を踏まえた課題整理	1. 調査結果報告と議論
		(4)データ項目の支援現場への共有について	2. 課題仮説の議論 3. 地方公共団体ヒアリング項目案の議論
		(5)データ連携により把握したこどもを支援機関につなぐ方法について	4. 課題仮説の議論 5. 有識者ヒアリング項目案の議論 6. 地方公共団体ヒアリング項目案の議論
3	7月下旬	(6)ガイドライン（案）の策定	1. ガイドライン（案）の構成・内容について議論
4	8月下旬	(3)地方公共団体によるNPO等民間団体からの情報の取得について	1. 課題仮説の議論 2. 有識者ヒアリング項目案の議論
		(6)ガイドライン（案）の策定	3. ガイドライン（案）の構成・内容について議論（第3回での議論を受けた修正案のご報告）
5	9月下旬	(2)早期発見に必要なデータ項目の整理について	1. データ項目仮説の議論 2. 地方公共団体ヒアリング項目案の議論
		(4)データ項目の支援現場への共有について	3. 全国地方公共団体アンケート項目案の議論 4. 調査結果報告
		(5)データ連携により把握したこどもを支援機関につなぐ方法について	5. 調査結果報告
6	10月下旬	(3)地方公共団体によるNPO等民間団体からの情報の取得について	1. 調査結果報告
7	11月下旬	(2)早期発見に必要なデータ項目の整理について 全般	1. アンケート取得状況の中間報告 2. 実証事業中間報告の概要報告
8	12月下旬	(2)早期発見に必要なデータ項目の整理について	1. 調査結果報告
9	1月下旬	(6)ガイドライン(案)の策定	1. ガイドライン（案）策定状況の報告（事前ヒアリング結果等）
10	3月上旬	(6)ガイドライン(案)の策定	1. ガイドライン（案）策定結果の報告



令和4年度デジタル庁実証事業の成果 (各実証団体の概要含む) について



意見交換



事務連絡

6. 事務連絡

個別説明の時に「毎月最終水曜日」とお伝えしましたが、諸事情により次回以降の検討会実施日は、第1回検討会の議事録送付時に下記日程で調整させていただきます。

回	実施時期	アジェンダ
1	5/31 (水)	全般
次回 2	6/21(水) or 6/22(木) 6/27(水) or 6/28(木)	(1)デジタル庁「実証事業ガイドライン」を踏まえた課題整理 (4)データ項目の支援現場への共有について (5)データ連携により把握したこどもを支援機関につなぐ方法について
3	7/19(水) or 7/20(木) 7/26(水) or 7/27(木)	(6)ガイドライン (案) の策定
4	8/23(水) or 8/24(木) 8/30(水) or 8/31(木)	(3)地方公共団体によるNPO等民間団体からの情報の取得について (6)ガイドライン (案) の策定
5	9/20(水) or 9/21(木) 9/27(水) or 9/28(木)	(2)早期発見に必要なデータ項目の整理について (4)データ項目の支援現場への共有について (5)データ連携により把握したこどもを支援機関につなぐ方法について
6	10/18(水) or 10/19(木) 10/25(水) or 10/26(木)	(3)地方公共団体によるNPO等民間団体からの情報の取得について
7	11/22(水) or 11/24(金) 11/29(水) or 11/30(木)	(2)早期発見に必要なデータ項目の整理について 全般
8	12/13(水) or 12/14(木) 12/20(水) or 12/21(木)	(2)早期発見に必要なデータ項目の整理について
9	1/18(木) or 1/24(水) 1/25(木) or 1/31(水)	(6)ガイドライン(案)の策定
10	3/5(火) or 3/6(水) 3/7(木) or 3/8(金)	(6)ガイドライン(案)の策定

資料公開における留意事項

- ▶ 地方公共団体やNPO・民間団体等の特定の機関の非公開情報等が含まれたものは、非公開とさせていただきます。
- ▶ 非公開を前提とした意見や機微性が高い情報は公開することにより、誤解を生じさせるおそれがあるため、非公開とさせていただきます。検討結果はガイドラインや成果報告書をご参照ください。
- ▶ 各資料に記載している内容は、当該ガイドライン検討会実施時点の内容となります。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくはey.com/ja_jp/consultingをご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、ごども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和5年4月24日付けの「ガイドライン策定に向けたごどもデータ連携についての調査研究」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきごども家庭庁の便益のためだけに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。